

再研修
実務未経験者研修

ケアマネジメントに係る 法令等の理解

本科目の目的、修得目標の確認

本科目の目的

- 本科目の目的は以下のとおりです。

- 法令を遵守し、介護支援専門員の業務を適切に遂行できるよう、介護保険制度に係る法令等を正しく理解する。

修得目標

- 本科目の修得目標は以下のとおりです。

- ①介護保険法の意義と目的について説明できる。
- ②介護保険法を遵守したケアマネジメントを実施できる。
- ③利用者を取り巻く諸制度について説明できる。
- ④実践上の法令遵守について説明できる。
- ⑤介護報酬に係る関係告示や通知等の概要について説明できる。

修得目標



【個人ワーク】

5分

- 各目標の、現時点での自分の理解度を振り返り、本科目でどのようなことを学びたいか言葉にしてみましょう。

- ①介護保険法の意義と目的について説明できる。
- ②介護保険法を遵守したケアマネジメントを実施できる。
- ③利用者を取り巻く諸制度について説明できる。
- ④実践上の法令遵守について説明できる。
- ⑤介護報酬に係る関係告示や通知等の概要について説明できる。

介護保険制度に関する 法令と関係性の理解

1. 法令等を理解する意義と目的（1/2）

- 介護保険制度及び介護保険法の大きな意義の一つは、「ケアマネジメント」を介護給付・予防給付の一つとして制度的に位置づけ、基本理念を具体的に実現するために、利用者の心身の状況の把握と分析を行い、介護保険制度の目的に沿ってサービスを的確に利用できるような支援の仕組みを設けたことです。
- 介護支援専門員の業務を適切に進めるには、ケアマネジメントに必要な法令等を正しく理解し、それらの規定を遵守したうえで行うことが必要不可欠です。

1. 法令等を理解する意義と目的（2/2）

- ケアマネジメントに関連する法令等を理解し実践に結びつけることは、地域包括ケアシステムの一助にもなります。
- 一方、介護支援専門員が法令等を理解することは、単に知識を増やすということではなく、結果として根拠に基づいた「適切なケアプラン」の作成につながり、利用者の自立支援や権利擁護、さらには利用者から信頼される公正中立な業務を行うことにもなります。
- 法令遵守が求められているにもかかわらず、基準違反などによる事業者の指定取消しなどが後を絶ちません。適正なサービスを提供することは社会的な要請でもあることを常に意識することが必要となっています。

2. 法令等の関係性（1/2）

- ・ 介護保険制度に関する法令等の階層は以下のような構造となっています。
- ・ このうち、①法律、②政令、③省令までが法令となります。※条例を除く

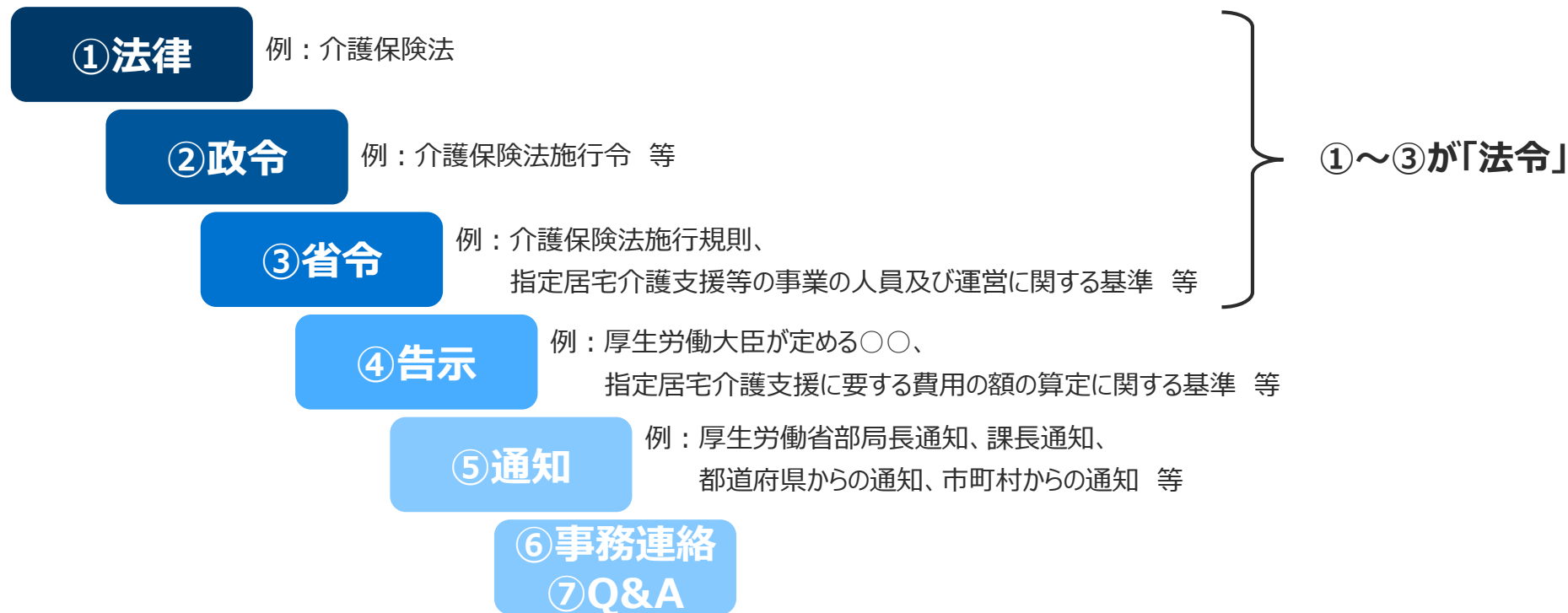
①法律 > ②政令 > ③省令 > ④告示 > ⑤通知 > ⑥事務連絡、⑦Q & A

- ・ ①法律である介護保険法によって、介護（予防）給付の対象となる居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の介護保険サービス全体が定義づけられています。
- ・ ②政令の介護保険法施行令では、法律の規定について詳細な内容が定められており、③省令である介護保険法施行規則では、より詳細な規定が定められています。
- ・ ④告示では、サービス提供に伴って支払われる介護報酬等の規定が定められており、①～④の補足や留意事項を示すために、⑤通知や⑥事務連絡、さらには⑦Q&A等が発出されています。

2. 法令等の関係性（2/2）

- ・ 介護保険制度に関する法令等は階層構造になっています。
- ・ 法令の効力は、上位のものほど法的な拘束力が強くなります。
- ・ 法令相互の内容が矛盾したり、衝突したりする場合には、より上位に位置付けられている内容が優先されます。

介護保険制度法令等の全体イメージ



3. 居宅介護支援に関する法令等の例示

(1) 法律

概要	• 国会の議決を経て制定されます。 • 憲法・条約は別として、法令体系の頂点にあるものです。
例	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）</u> • 介護保険制度の運用を定めた法律です。 • 制度の目的、各サービスの定義、サービスの給付の内容等について定めており、すべてのサービスに共通しています。

3. 居宅介護支援に関する法令等の例示

(2) 政令

概要	• 憲法及び法律の規定を実施するためのものと、法律の委任に基づくものがあり、内閣が制定します。
例	<u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）</u> • 法の規定について、詳細な内容を定めたものです。 • すべてのサービスに共通しています。

3. 居宅介護支援に関する法令等の例示

(3) 省令

概要	• 各省の大臣が法律または政令の施行に伴い、または、それらの特別な委任に基づいて発する命令です。 • 各省にて制定・改廃されます。
例	<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</u> • 介護保険法の規定について詳細な内容を定めたものです。 • すべてのサービスに共通します。 <u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）</u> • 一般に「運営基準」と呼ばれているもので、居宅介護支援サービスを提供するうえで満たすべき人員数、運営方法等の基準を定めています。

※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、従来は国の省令で定められていた居宅介護支援に関する基準については、地方自治体（都道府県、政令指定都市、中核都市）の条例で定めることになりました。

3. 居宅介護支援に関する法令等の例示

(4) 告示

概要	公の機関が法律の規定に基づき公示を必要とする事項を、広く一般に知らせる行為をいいます。
例	<u>指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）</u> 一般に「算定基準」と呼ばれているもので、居宅介護支援の介護報酬算定について、基本報酬や加算額、満たすべき要件について定めています。

3. 居宅介護支援に関する法令等の例示

(5) 通知

概要	行政官庁が所轄の諸機関や都道府県等に対して出す指示、ないしは上部から下部組織に向けて出される知らせ等の形式で、主として法令の解釈、運用、行政執行の方針に関するものです。
例	<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）</u> 「運営基準」の内容を補足し、解釈を加えたものです。 <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）</u> 「算定基準」の内容を補足し、留意事項を示しているものです。

3. 居宅介護支援に関する法令等の例示

(6) 事務連絡、Q&A

事務連絡

概要	通知ほど重要性及び緊急性はありませんが、命令又は示達する形式等です。厚生労働省からの「介護保険最新情報」を活用されて発出されることもあります。
例	<u>「介護給付費請求書等の保管について」の一部改正について（平成27年4月1日厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡）</u>

Q&A

概要	各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別・具体的な運用方法を規定したものです。各種法令等をあわせて活用します。
例	<u>「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A集</u>

4. 参考資料

- 介護保険との関係で、法令等の階層を示したものが資料1、法令等の詳細を記載したものが資料2となりますので、参照してください。

4. 参考資料

(1) 介護保険制度法令等の階層

資料1：介護保険制度法令等の階層

区分等		居宅サービス	居宅介護支援サービス	介護予防サービス	居宅介護予防支援サービス	地域密着型サービス	地域密着型予防サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設
法律		①介護保険法（平成9年法律第123号）（※平成26年6月25日法律第83号による改正以前の介護保険法）									
政令		②介護保険法施行令（平成10年政令第412号）									
省令	施行規則	③介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）									
	「運営基準」	運営基準（居宅）	運営基準（支援）	運営基準（予防）	運営基準（予防支援）	運営基準（密着）	運営基準（密着予防）	運営基準（老福）	運営基準（老健）	運営基準（介護）	運営基準（療養）
		④平成11年省令第37号	⑤平成11年省令第38号	⑥平成18年省令第35号	⑦平成18年省令第37号	⑧平成18年省令第34号	⑨平成18年省令第36号	⑩平成11年省令第39号	⑪平成11年省令第40号	⑫平成30年省令第5号	⑬平成11年省令第41号
告示	「算定基準」	報酬告示（居宅）	報酬告示（支援）	報酬告示（予防）	報酬告示（予防支援）	報酬告示（密着）	報酬告示（密着予防）	報酬告示（施設）			
		⑭平成12年告示第19号	⑮平成12年告示第20号	⑯平成18年告示第127号	⑰平成18年告示第129号	⑱平成18年告示第126号	⑲平成18年告示第128号	⑳平成12年告示第21号			
	厚生労働大臣が定めるもの	報酬告示（単価・級地）㉑平成12年告示第22号（→全部改正：平成27年告示第93号）									
		報酬告示（利用者基準）㉒平成12年告示第23号（→全部改正：平成27年告示第94号）									
		報酬告示（基準）㉓平成12年告示第25号（→全部改正：平成27年告示第95号）									
報酬告示（施設基準）㉔平成12年告示第26号（→全部改正：平成27年告示第96号）											
通知	「運営基準」の解釈通知	解釈通知（居宅・予防）	解釈通知（支援）	解釈通知（居宅・予防）	解釈通知（予防支援）	解釈通知（密着等）		解釈通知（老福）	解釈通知（老健）	解釈通知（介護）	解釈通知（療養）
		㉕平成11年老企第25号	㉖平成11年老企第22号	㉗平成11年老企第25号	㉘平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号	㉙平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号		㉚平成12年老企第43号	㉛平成12年老企第44号	㉜平成30年老老発第0322第1号	㉝平成12年老企第45号
	「算定基準」の留意事項通知	報酬通知（訪問通所等）		報酬通知（予防等）		報酬通知（密着等）		報酬通知（短期・施設）			
		㉞平成12年老企第36号		㉞平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号		㉟平成18年老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号		㉟平成12年老企第40号			
		報酬通知（短期・施設）	—								
㉟平成12年老企第40号											

4. 参考資料

(2) 介護保険制度法令等の詳細 (1/3)

資料2：介護保険制度法令等の詳細

区分等		法令等の名称	略称
省令	法律	①介護保険法（平成9年法律第123号） （※平成26年6月25日法律第83号による改正以前の介護保険法）	法 （26旧法）
	政令	②介護保険法施行令（平成10年政令第412号）	政令
	施行規則	③介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	規則
	「運営基準」	④指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	運営基準 （居宅）
		⑤指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）	運営基準 （支援）
		⑥指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）	運営基準 （予防）
		⑦指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）	運営基準 （予防支援）
		⑧指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）	運営基準 （密着）
		⑨指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）	運営基準 （密着予防）
		⑩指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）	運営基準 （老福）
		⑪介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）	運営基準 （老健）
		⑫介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）	運営基準 （介医）
		⑬指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）	運営基準 （療養）

4. 参考資料

(2) 介護保険制度法令等の詳細 (2/3)

資料2：介護保険制度法令等の詳細

区分等		法令等の名称	略称
告示	「算定基準」	⑭指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）	報酬告示 (居宅)
		⑮指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）	報酬告示 (支援)
		⑯指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）	報酬告示 (予防)
		⑰指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）	報酬告示 (予防支援)
		⑱指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）	報酬告示 (密着)
		⑲指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）	報酬告示 (密着予防)
		⑳指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）	報酬告示 (施設)
	厚生労働大臣 が定めるもの	㉑厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年告示第22号→全部改正：平成27年厚生労働省告示第93号）	報酬告示 (単価・級地)
		㉒厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成12年告示第23号→全部改正：平成27年厚生労働省告示第94号）	報酬告示 (利用者基準)
		㉓厚生労働大臣が定める基準（平成12年告示第25号→全部改正：平成27年厚生労働省告示第95号）	報酬告示 (基準)
		㉔厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年告示第26号→全部改正：平成27年厚生労働省告示第96号）	報酬告示 (施設基準)

4. 参考資料

(2) 介護保険制度法令等の詳細 (3/3)

資料2：介護保険制度法令等の詳細

区分等		法令等の名称	略称
通知	「運営基準」の解釈通知	㉔㉕指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	解釈通知 （居宅・予防）
		㉖指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）	解釈通知 （支援）
		㉘指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号）	解釈通知 （予防支援）
		㉙指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）	解釈通知 （密着等）
		㉚指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第43号）	解釈通知 （老福）
		㉛介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）	解釈通知 （老健）
		㉜介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年老老発0322第1号）	解釈通知 （介医）
		㉝健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）	解釈通知 （療養）
	「算定基準」の留意事項通知	㉞指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）	報酬通知 （訪問通所等）
		㉟㊱指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）	報酬通知 （短期・施設）
		㊲「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）	報酬通知 （予防等）
		㊳指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）	報酬通知 （密着等）

振り返り



【個人ワーク】

10分

- ここまで、「介護保険制度に関する法令と関係性」について学びました。

【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
 - ✓ 法令等を理解する意義と目的
 - ✓ 法令等の階層
 - ✓ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準」が定めている内容の範囲
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

地方自治体による条例等の理解

1. 条例の位置づけ（1/3）

- 国による法令等の他、地方自治体で制定されている条例等も存在します。
- 地方分権の推進により、これまで国が定めていた施設やサービス、事業などに関する基準が地方自治体の条例で定められています。
- 例えば、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」には、平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市区町村に移譲することが規定されています。
- 市区町村（保険者）においては、「地域包括支援センター運営協議会」などについても条例を制定しているところがあります。そのため、市町村によりルールが異なる場合がありますので、ケアマネジメント業務を進めていく上で、担当市町村の条例を理解しておくことが非常に大切です。

1. 条例の位置づけ (2/3)

- 地方公共団体によっては、条例以外に運用上のローカル・ルールを設けているところもありますので、業務上はその解釈も含めて確認が必要です。
- 市町村が条例を制定するにあたっては、国の法令と矛盾が生じたり抵触したりすることのないように、国の法令とともに全体として体系的・統一的な法秩序を形成することとされています。
- これは、すべての基準を地方公共団体が自由に決めることができるわけではないことを意味しています。

1. 条例の位置づけ (3/3)

条例に関する基準

基準	内容
①従うべき基準	○厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの 国と異なる内容を条例で定めることはできない。 ・ 介護保険事業所・施設の従業者の基準及び従業者数 ・ 介護保険施設の居室、療養室及び病室の床面積 ・ 利用定員（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に限る） ・ サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等運営に関する事項
②標準とすべき基準	○厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの 合理的な理由があれば国と異なる内容を条例で定めることができる。 ・ 利用定員（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く）
③参酌すべき基準	○厚生労働省令で定める基準を参酌するもの 国と異なる内容を条例で定めることもできる。 ・ ①、②以外の事項

2. 地方分権改革の経緯（1/2）

- 2011（平成23）年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」をはじめとした地方分権推進一括法等により、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」「基礎自治体への権限移譲」など、これまで国が法令等で定めていた様々な基準を市町村が条例で定めたり、都道府県が処理していた事務を市町村が行ったりすることになりました。
- 介護保険制度についても、厚生労働省令で基準が定められ、当該省令が全国一律の基準として適用されていましたが、その一部を地方自治体の条例で定めることとなり、2012（平成24）年からは「指定居宅（介護予防）サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については都道府県（政令指定都市、中核市）の条例で、「指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、市町村の条例で策定されることになりました。
- また、2016（平成28）年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」により、「居宅介護支援事業者」の指定権限が、2018（平成30）年4月より、都道府県から市町村に移譲されました。

2. 地方分権改革の経緯（2/2）

- 地方分権一括法等により条例に委任されたもので、ケアマネジメントに関する主なものは以下の通りです。

地方分権一括法等により条例に委任されたもの（ケアマネジメントに関する主なもの）

地方分権一括法等	都道府県（政令指定都市、中核市）の 条例に委任された主なもの	市町村の条例に委任された主なもの
第1次 （平成23年法律第37号） →平成24年施行	- 指定居宅サービス（法第74条） - 指定介護老人福祉施設（法第88条） - 介護老人保健施設（法第97条） - 指定介護療養型医療施設（旧法第110条） - 指定介護予防サービス（法第115条の4）	- 指定地域密着型サービス（法第78条の4） - 指定地域密着型介護予防サービス（法第115条の14）
第3次 （平成25年法律第44号） →平成26年施行	指定居宅介護支援（法第81条）	- 指定介護予防支援（法第115条の24） - 地域包括支援センターの包括的支援事業（法第115条の45第4項）
医療介護総合確保推進法 （平成26年法律第83号） →平成30年施行	—	指定居宅介護支援（法第81条）

※2012（平成24）年の第2次一括法では、政令都市・中核市にある介護保険サービス事業所・施設の指定権限を、都道府県から政令指定都市・中核市に移譲することが決定されました。

振り返り



【個人ワーク】

5分

- ここまで、「地方自治体による条例等の理解」について学びました。

【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
 - ✓ 地方自治体の条例等を理解する必要性
 - ✓ 地方自治体が運営基準を条例制定する介護サービスの種類
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

ケアマネジメントの実践において関連する 介護保険法以外の法律等の理解

1. 関連他制度についての理解の必要性（1/2）

- 介護支援専門員の業務上、介護保険制度以外の関連他制度についての理解は必須です。
- 関連する他制度について理解し活用することによって、介護支援専門員としての業務がさらに深まることになります。
- また、地域包括ケアシステムを構築し、共生社会を実現するには、介護保険制度だけではなく、利用者が生活を継続していくために必要な人的・物的・制度的に多様な社会資源を活用することが必要です。
- 介護支援専門員は、利用者の尊厳の保持と自立支援につながるケアマネジメントを実践するために、地域の社会資源を把握し、有効に連携する能力が求められています。

1. 関連他制度についての理解の必要性（2/2）

- 関連する主な法令等として以下について説明します。

- 老人福祉法
- 高齢者医療確保法
- 障害者総合支援法
- 生活保護法
- 生活困窮者自立支援法
- 高齢者住まい法
- 高齢者虐待防止法
- 障害者虐待防止法
- 児童虐待防止法
- 民法・任意後見契約法（成年後見制度）
- 個人情報保護法
- 税法関係
- 育児・介護休業法

2. 老人福祉法

- 高齢者全般の福祉にかかわる根拠法で、1963(昭和38)年に公布されました。介護保険制度は基本的に契約による利用形態となり申請主義を基本とします。
- しかし、家族の虐待や契約者不在などで養護を受けることが困難な高齢者に対しては、「老人福祉法」により市町村が職権をもって、必要なサービスを提供する措置を行います。

目的

第1条において、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする」と定義され、高齢者福祉の向上が謳われています。なお、同法では老人を定義していません。

介護保険法との関係

1999(平成11)年度までは、日本国憲法第25条(生存権)に基づき、高齢者の福祉に関する全てを担う法律でした。2000(平成12)年度以降は、介護保険法が適用されない場合に限り高齢者福祉を行う根拠法律となっています。

内容

対象は65歳以上の者(65歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む。)となっています。老人福祉法に基づく福祉の措置を行う市町村は、本人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が原則として行います。居住地を有していないか、その居住地が明らかでないときは保護をした現在地の市町村が原則として行います。

3. 高齢者医療確保法（後期高齢者医療制度）

- 2006年の医療制度改革により老人保健法が全面改正された「高齢者の医療の確保に関する法律(高齢者医療確保法)」にもとづき、老人保健制度に代わって2008年4月から「後期高齢者医療制度(長寿医療制度)」が実施されました。
- 加齢により疾病・障害が多くなる75歳以上の者（または、一定の障害と認定された65歳以上の者）を対象とした医療制度を介護支援専門員として正しく理解し、ケアマネジメントに活かすことが重要です。

目的

年々増加し続ける高齢者の医療費を確保するため、国が医療制度改革の一環として定めた制度です。これまで健康保険の加入者が扶養していた75歳以上の高齢者の保険料を、75歳以上の高齢者本人が支払うことになりました(基本的には年金から特別徴収)。

運営主体

運営主体は都道府県ごとにすべての市町村が加入して設立している「後期高齢者医療広域連合」です。75歳の誕生日からこの制度の被保険者となります。

内容 (保険給付等)

(1)療養の給付等
対象となる保険給付としては、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、条例で定める給付などがあります。

(2)被保険者の一部負担
一部負担金は「原則1割」ですが、現役並み所得者は3割です。

4. 障害者総合支援法

- 障害者を支援するうえで、介護保険で対応できないサービスや介護保険だけではサービスが不足する場合は、障害者福祉制度の利用が可能です。
- 障害者の日常生活支援および社会生活を総合的に支援するためには、介護支援専門員は障害者総合支援法を正しく理解する必要があります。

目的

「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」ことを重視し、障害福祉サービス等に係る給付に加え、地域生活支援事業による支援とその他の支援を明記し、それらの支援を総合的に行うことにより障害者および障害児の福祉の増進を図ることをめざしています。

内容

「身体的自立」ではなく「日常生活自立」「社会生活自立」の支援をめざすものとなり、全ての国民が、そのような地域社会の実現に協力するよう努めなければならないとされています。なお、制度の谷間にいる人に支援を提供する観点から、難病患者など一定の障害がありながら、症状の変動などによって身体障害者手帳の取得ができない人に対して、障害福祉サービス等が提供できるようになっています。

介護保険法との関係

介護サービスは「介護保険優先」の原則から、従来障害者福祉サービス等を受けていた人も65歳になると介護保険に移行することになります。しかし、障害特性により介護保険には相当するものがない障害福祉サービスについては、障害者総合支援法による給付を一部認めています。

5. 生活保護法（1/2）

- 「生活保護法」は貧困対策の最後(第3)のセーフティネットです。生活保護受給者の急増の背景に高齢者の貧困問題の深刻化があります。
- 介護支援専門員が生活保護受給者である要介護者のケアマネジメントを行う上で、生活保護法の趣旨と要件、種類・内容および改正内容を正しく理解しておきましょう。

目的	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。
内容	【相談・申請窓口】 居住地域を所管する福祉事務所の生活保護担当 【要件】 生活保護は世帯単位での受給であり、利用できる資産・能力・その他あらゆるものを活用してもなお生活維持が不可能であること(補足性の原理) 【支給額】 生活保護支給額 = 国が定めた最低生活費 - 当該世帯の収入 【対象となる費用】 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭費用
手続きの流れ	福祉事務所にて相談⇒保護の申請⇒家庭訪問、関係機関への照会等により世帯の困窮状況を確認し保護の可否を判定⇒保護費の支給

5. 生活保護法（2/2）

- 2014(平成26)年7月に、「生活困窮者自立支援法」の実施にあわせて、これと一体となる「生活保護法」の改正が行われました。
- 主な改正点は以下のとおりです。

主な改正点

1. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化
2. 健康・生活面等に着眼した支援
3. 医療扶助の不正防止と適正化
4. 不正・不適切受給対策の強化等
5. 地方自治体が適切に支援を行うための体制整備

6. 生活困窮者自立支援法（1/2）

- 「生活困窮者自立支援法」は、生活保護にいたる手前の段階で早期に生活困窮者の自立支援の強化を図る措置として、2015年4月から実施されました。
- 介護支援専門員がこの制度を十分理解し、利用者の家庭等において、生活困窮に陥っている子どもなどがいた場合、自立相談支援機関につなぐ役割を担うことも期待されます。

目的	「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る」ことをめざしています。
設置主体	設置主体は、市および福祉事務所を設置する町村 都道府県は市等に対して必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務がある
内容	2つの必須事業と4つの任意事業で構成され、自立相談支援機関で実施されます。 自立相談支援機関は、生活困窮者の発見(把握・アウトリーチ)や本人等からの相談に応じ、主訴・意向を受け付け(インテーク)、日常生活から家族・地域関係、住まい・収入等をアセスメントし、必要な情報の提供や助言等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、支援計画の作成等から支援実施を包括的に行います。 人員は、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種が配置されます。

6. 生活困窮者自立支援法（2/2）

必須事業

1. 自立相談支援事業
就労その他の自立に関する相談支援、情報提供、事業利用のための計画の作成などを行う
2. 住居確保給付金
離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を有期で支給する

任意事業

1. 就労準備支援事業
就労に必要な訓練を日常生活自立と社会生活自立段階から有期で実施する
2. 一時生活支援事業
住居のない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊所や衣食住の提供等を有期で行う
3. 家計相談支援事業
家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う
4. 学習支援事業
生活困窮家庭の子どもへの支援を行う
5. その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

7. 高齢者住まい法（1/2）

- 高齢者の住まい支援を法制化した「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)は、サービス付き高齢者向け住宅などの根拠法でもあり、介護支援専門員として正しく理解しておく必要があります。

目的

- 高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設ける
- 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じる
- 高齢者に適した良好な居住環境が確保され、安定的に居住することができる賃貸住宅に終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずる

国の役割

- 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定める。

都道府県の役割

- 国が定めた基本方針に基づき、都道府県の住宅部局と福祉部局が共同で「高齢者居住安定確保計画」を定めることができる。

7. 高齢者住まい法（2/2）

内容

【サービス付き高齢者向け住宅の登録制度】

- 一定の面積(原則25㎡以上)や設備、バリアフリー構造などを備え、ケア専門家による安否確認サービスと生活相談サービスを提供することが必須条件
- 基準を満たす住宅は、都道府県知事の登録を受けることができる
- 登録された住宅は、建設・改修費に対する補助、新築・取得した場合の優遇、住宅金融支援機構による融資が受けられる
- この制度に登録すれば有料老人ホームの届出は不要

【終身建物賃貸借制度】

- 高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる仕組みとして設けられた制度
- 制度の認可を受けた賃貸住宅は、借地借家法の特例として、60歳以上の人が終身にわたって賃貸住宅を賃借する契約、終身建物賃貸借契約を結ぶことができる
- 終身建物賃貸借契約を結ぶと、賃借人が生きている限り契約は存続し、死亡した時点で契約は終了する
- 認可は都道府県知事（政令指定都市・中核市の長）が行い、主な認可要件として一定の面積や設備、バリアフリー構造が必須

8. 高齢者虐待防止法（1/2）

- ・ 介護支援専門員がかかわる支援困難事例に、緊急に支援(介入含む)が必要な虐待事案が増えています。
- ・ 介護支援専門員は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)を理解し、適切な対応と予防に向けた取り組みを、地域包括支援センターと連携し進めることが求められています。

目的

高齢者が養護者を含む他者からの不適切な扱いにより権利・利益を侵害されることを擁護するとともに、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることを防止する

背景

- ・ 事件性のない場合、警察の関与が困難であったこと
- ・ 家族間のことには警察はかかわらないこと(民事不介入の原則)
- ・ 被虐待者は「助けて」と言えず、積極的介入が困難だったこと
- ・ 児童虐待、DVと異なり高齢者・障害者虐待は公的責任の所在が不明確だったこと

定義

この法律は、65歳以上の者を対象とし、高齢者虐待には次の5つがある

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄・放任(セルフネグレクト含む)
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

8. 高齢者虐待防止法（2/2）

内容

【家庭における養護者による高齢者虐待への対応】

- 市町村への通報等の義務
高齢者虐待を発見した者は市町村に通報しなければならない。被虐待者本人が届け出ることも可能。
- 市町村の対応
市町村は、被虐待者への相談・指導・助言を行い、事実確認のために措置(例:立入調査)を講ずる。また老人福祉法による保護の措置(例:施設への入所)を講ずる。
養護者の負担軽減のため、養護者への相談・指導・助言を行う。
市町村は適切な対応のために地域包括支援センター等との連携協力体制を整備する。
必要に応じて成年後見制度の「市町村長申立」につなげる。

【施設等の職員による高齢者虐待への対応】

- 市町村への通報等の義務
施設等の職員は、自分が働いている施設等で高齢者虐待を発見した場合は市町村に通報しなければならない。
- 都道府県への報告
市町村が通報等を受けたときは都道府県に報告をしなければならない。
- 監督権限の行使
老人福祉法または介護保険法により、市町村または都道府県は監督権限を行使する。

9. 障害者虐待防止法

- 障害者に対する虐待が発生する背景には、障害の特性に対する知識や理解の不足、障害者の人権に対する意識の欠如などがあるといわれています。
- 介護支援専門員は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)を理解し、支援に活用することが求められているとともに、真に障害者の人権擁護に努めなければなりません。

目的

第1条に「この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする」と定義されており、障害者の尊厳を守り、障害者に対する虐待を防ぐため、施行されました。

内容

【通報義務】
擁護者による障害者虐待に係る通報等（同法第7条）
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報（同法第16条）
使用者による障害者虐待に係る通報等（同法第22条）

10. 児童虐待防止法

- 児童虐待の深刻化、1989(平成元)年11月の国際連合での「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)の採択、日本も1994年(平成6)年に批准したこともあり、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が制定されました。
- 18歳未満で保護者から監護されている児童が対象にはなりますが、居宅訪問など、高齢者の家族と接することも多いという実情を考慮すると、児童虐待防止法の知識を得ておくことも必要と考えられます。

目的

第1条に「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」と定義されており、児童虐待防止はもとより、早期発見、保護、親権の制限、児童相談所の権限・機能強化が狙いといえます。

内容

18歳未満の児童に対する虐待を「心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待」と定義し、関係者の児童相談所等への発見・通報を義務づけています。

11. 民法・任意後見契約法（成年後見制度）（1/4）

- ・ 介護保険制度は利用者の自己決定権を前提としていますが、しかし、認知症の急増や高齢障害者の増加により、判断能力が不十分であったり、契約という法律行為が理解できない、金銭管理ができないなど権利侵害につながるケースも増えています。
- ・ 利用者の権利を擁護するために、介護支援専門員は成年後見制度を理解し、支援に活用することが求められています。

目的

介護保険制度が行政処分である措置制度から、受益者の意思決定を尊重する契約制度に移行されることに伴い、「民法」改正等により生まれたことから、介護保険制度と成年後見制度は、しばしば超高齢社会を支える「車の両輪」と言われています。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために意思決定が困難となった本人の判断能力を成年後見人等が補っていく制度です。本人の保護とともに、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、残存能力の活用が重視されています。

制度の分類

- ・ 法定後見制度（民法）
 - ① 後見
 - ② 保佐
 - ③ 補助
- ・ 任意後見制度（任意後見契約に関する法律（任意後見契約法））

11. 民法・任意後見契約法（成年後見制度）（2/4）

内容

【管轄】法務省・家庭裁判所

【対象】認知症高齢者、知的障害者、精神障害者

後見：判断能力を欠く常況にあるもの（成年被後見人）

保佐：判断能力が著しく不十分なもの（被保佐人）

補助：判断能力が不十分なもの（被補助人）

※保護者はそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人

【手続き】家庭裁判所に申し立て

（本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等）

【成年後見制度利用支援事業】

成年後見制度の必要経費の助成を受けなければ制度の利用が困難な人を対象に、介護保険法では地域支援事業の任意事業として、障害者総合支援法では、地域生活支援事業の必須事業として実施される。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、2016(平成28)年5月に施行された。内閣府に成年後見制度利用促進会議・成年後見制度利用促進委員会が設置され、成年後見制度利用促進基本計画が2017(平成29)年3月に閣議決定、全国に通知された。

市町村には、施策についての基本的な計画策定等の努力義務が課されている。

11. 民法・任意後見契約法（成年後見制度）（3/4）

制度の理念

成年後見制度は、以下の理念のもとに、判断能力が不十分な方を法律的に保護する仕組み

- ①ノーマライゼーションの推進(障害の有無に関わらず誰もが地域で安心して暮らすこと)、
- ②自己決定の尊重(本人の意思や生き方を尊重すること)、
- ③残存能力の活用(本人の残された能力を最大限に使うこと)

法律上の権限

取消権:ある行為について、そのなされた過程に問題がある(契約内容に同意できない)ことを理由としてそれを遡及的に無効とする旨の意思表示。

追認権:取り消すことができる行為を、取り消さないものと決める意思表示。つまり、取消権の放棄を意味し、追認がなされると、法律行為は有効に確定。

催告権:相手方は、1か月以上の期間を定めて、追認するかどうかを確答すべき旨の催告が可能。

同意権:本人の行った法律行為(契約等)に対し、これが妥当と思われる場合に同意を与え、契約を成立させる権限。

代理権:本人に代わって、意思表示を行うことにより法律行為(契約等)を行い、その効果が本人に帰属する権限

11. 民法・任意後見契約法（成年後見制度）（4/4）

任意後見 制度

- 任意後見制度は、任意後見契約に関する法律(任意後見契約法)で規定され、認知症などにより判断能力が不十分になったときなどのために、将来の後見人の候補者を本人が予め選任しておくものである。
- 法定後見が家庭裁判所の審判によるものであるのに対し、任意後見は、事前に後見人になってくれる人と後見事務の内容を予め契約によって決めておく制度である。
- したがって、契約制度なので、本人が契約当事者となり、受任者が将来の後見人、すなわち後見人候補者となる。
- この契約は、公証役場による公正証書によって締結する必要がある。
- 任意後見制度の流れは、判断能力がある時点での公証役場での公正証書による任意後見契約締結、法務局での任意後見の登記、その後、本人の判断能力が不十分になった場合に、家庭裁判所による任意後見人の選任があり、任意後見開始となります。
- なお、将来後見人となることを引き受けた者を任意後見受任者という。
- 任意後見が発効すると、任意後見受任者は任意後見人となる。任意後見人の行為は、定期的に家庭裁判所の選任する任意後見監督人により監督を受ける。
- 任意後見監督人は家庭裁判所に報告することで、国家は間接的に監督するものである。

12. 個人情報保護法（1/2）

- 2003(平成15)年5月に個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)ができ、その後、グローバル化への対応、個人情報の適正な活用・流通の確保、小規模取扱事業者への適用、個人情報保護委員会の設置等を目的として、2015(平成27)年9月に個人情報保護法が改正され、2017(平成29)年5月30日には、全面施行されました。

目的

第1条に、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と定義され、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスをとっています。

内容

厚生労働省では、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が適用されています。対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点や事例等が示されています。

12. 個人情報保護法（2/2）

内容

【本人の同意】

- 本人の同意とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいいます。
- また、本人の同意を得るということは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質および個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。個人情報の取扱いに関して、同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

【本人の同意がなくても情報提供ができる場合】

- 法令に基づく場合
- 人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

12. 税法

(1) 医療費控除 (1/2)

- 介護保険法が平成12年4月1日から施行されたことに伴い、指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価について、次のものが医療費控除の対象となる医療費の範囲に含まれることになりました。

対象者	・ 要介護度1～5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する者
対象 費用額	・ 介護費に係る自己負担額及び食費の自己負担額として支払った額の2分の1に相当する金額

12. 税法

(1) 医療費控除 (2/2)

- 介護保険制度の下で提供される居宅サービスのうち、一部の居宅サービスの対価が医療費控除の対象となる医療費の範囲に含まれることとなりました。

対象者	「居宅サービス計画」で、次に掲げる居宅サービスのいずれかが含まれているものに基づいて、居宅サービスを利用する要介護者等 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 居宅療養管理指導 - 通所リハビリテーション - 短期入所療養介護
対象となる居宅サービス	- 上記の居宅サービスと併せて利用する以下の居宅サービス - 訪問介護（家事中心型を除く。） - 訪問入浴介護 - 通所介護 - 短期入所生活介護
対象費用額	居宅サービス費に係る自己負担額 (介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。)

12. 税法

(2) 障害者控除

- 所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列挙されており、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人などとされ、介護保険法の介護認定を受けた人については、規定していません。
- したがって、介護保険法の要介護認定を受けられただけでは障害者控除の対象とはなりません。
- 介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず上記の市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となります。

13. 育児・介護休業法関係（1/4）

育児・介護休業法の概要

- 持続可能で安心できる社会をつくるためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」での「二者択一構造」を解消し、ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要不可欠です。こうした状況を踏まえ、育児・介護休業法では、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援を進めています。
- 家族の介護を理由とした離職を防止するために、育児・介護休業法では事業者に対して、介護休業制度、介護のための短時間勤務制度等の措置、介護休暇制度などによる支援を行うことが義務づけられています。
- 介護支援専門員には、働きながら介護をしている家族の仕事と介護の両立を支援する視点が求められますので、利用者の家族に対して、こうした制度を活用できることを説明することが大切です。

2 介護休業 <法第11条～第15条>

休業の定義	労働者が要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業
対象労働者	・労働者（日々雇用を除く） ・有期契約労働者は、申出時点で次の要件を満たすことが必要。 ①入社1年以上 ②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと <労使協定を締結することにより、対象外となる労働者> ①入社1年未満の労働者 ②申出の日から93日以内に雇用関係が終了する労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
対象家族	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫 ※介護関係の「子」の範囲は、法律上の親子関係がある子（養子含む）のみ
期間／回数	対象家族1人につき、通算93日まで / 3回まで分割可能
手続き	労働者は、休業開始予定日の2週間前までに、書面等により事業主に申出 ※休業終了予定日の2週間前までに申し出るにより、93日の範囲内で申出毎に1回に限り繰下げが可能

4 介護休暇 <法第16条の5～第16条の6>

制度の内容	・要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話をを行うために、休暇の取得が可能 ・1日又は時間単位で取得が可能 ※時間単位での取得が困難と認められる業務に従事する労働者は、労使協定の締結により、1日単位での取得に限定することが可能 ※「その他の世話」とは、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等のこと
対象労働者	・労働者（日々雇用を除く。） <労使協定を締結することにより、対象外となる労働者> ①入社6か月未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

13. 育児・介護休業法関係（2/4）

- ・ 仕事と介護の両立を支援するための制度の概要は以下の通りです。
- ・ 令和元年12月27日の法改正により、令和3年1月1日からは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

制度	概要
介護休業	○ 要介護状態にある対象家族を介護していて制度の活用を希望する人（以下「制度活用希望者」）は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、3回を上限として、通算して93日まで、介護休業をすることができます。 ・ 「要介護状態」とは、負傷、疾病または身体・精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。 ・ 「対象家族」とは、配偶者、父母及び子（同居して扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫を含む）、配偶者の父母をいう。 ・ 手続きは、事業主に対して、①対象家族が要介護状態にあること、②休業開始予定日及び休業終了予定日等を明らかにして、休業開始予定日の2週間前までに申し出る必要がある。
介護のための短時間勤務制度等の措置	○ 事業主は、家族を介護する制度活用希望者が希望すれば利用できる短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤制度などの措置を講じなければならない。これらの制度は、対象家族1人につき、利用開始から2回以上、介護休業をした日数と合わせて少なくとも93日間は利用することができるようにする必要がある。 ○ この適用を受けるための手続きは、基本的に就業規則等の定めによる。
介護休暇	○ 家族を介護する制度活用希望者は、事業主に申し出ることにより、介護休暇を取得できる（対象家族が1人であれば年に5日、2人以上であれば年に10日）。 ○ 介護休暇は緊急を要することが多いので、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認める必要がある。
法定時間外労働の制限	○ 家族を介護する制度活用希望者が申し出た場合には、事業主は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせることはできない。 ○ 労働者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の1か月前までに制限の申出をする必要がある。この申出は何回もすることができる。
深夜業の制限	○ 家族を介護する制度活用希望者が申し出た場合には、事業主は、その労働者を深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させることはできない。 ○ 制度活用希望者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、開始予定日と終了予定日等を明らかにして、開始予定日の1か月前までに制限の申し出をする必要がある。この申出は何回もすることができる。
転勤に対する配慮	○ 事業主は、就業場所の変更によって介護が困難になる制度活用希望者がいるときは、当該労働者の介護の状況に配慮しなければならない。
不利益取り扱いの禁止	○ 事業主は、上記の支援制度の申出や取得を理由として、解雇などの不利益な取り扱いをすることは禁止されている。

出典：厚労省ホームページ「育児・介護休業法（介護関係制度）の内容」より

13. 育児・介護休業法関係（3/4）

- 育児・介護休業法は令和3年6月に改正され、令和4年4月1日から段階的に改正法が施行される予定です。改正の趣旨、概要は以下のとおりです。

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設【育児・介護休業法】

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮

②分割して取得できる回数は、2回とする。

③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。

2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置

②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。

3 育児休業の分割取得

育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。

4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。

5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

6 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】

①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。

②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

13. 育児・介護休業法関係（4/4）

- 介護休業等の制度を利用するうえでは、制度活用希望者は職場に「家族の介護を行っている」ことを伝え、必要に応じて仕事と介護の両立支援制度を活用することを申し出ておくことが大切です。
- この制度の活用ができないなどの問題がある場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部が相談に対応し、必要に応じて紛争解決の援助や事業主への指導等を行うこととなっています。

振り返り



【個人ワーク】

5分

- ここまで、「ケアマネジメントの実践上、必要となる関連他法」について学びました。

【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
 - ✓ 介護保険制度に関連して理解すべき他法他制度
 - ✓ 関連他法の概要と留意点
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

法令遵守の理解

1. 法令遵守の意味

(1) 介護支援専門員の義務等（介護保険法第69条の34、35、36、37）

- 介護支援専門員の義務等については、介護保険法において、利用者本位、公正かつ誠実な業務遂行、運営基準（支援）に従った業務の遂行、資質向上の努力義務、名義貸しの禁止、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務に関する規定を設けています。
- 都道府県知事は、介護支援専門員の義務（資質向上努力義務を除く）に違反した場合、都道府県知事の業務報告命令に対して報告拒否・虚偽報告をした場合、都道府県知事の指示・研修命令に違反し情状が重い場合は、介護支援専門員の登録を削除することができます。

1. 法令遵守の意味

(2) 指定居宅サービス事業者等の義務 (介護保険法第74条第6項)

- 法令遵守の具体的な内容は、
 - ①指定の取消処分等の事由になるような行為をしないこと
 - ②「人員、設備及び運営の基準」等を遵守することであり、違反した場合には指定の取消し等の行政処分の対象となります。

法令等は、最低限度遵守すべきものであり、これを遵守しさえすればよいという意識を持たないことが基本です。

2. 法令遵守に関する事業者の体制整備（1/2）

- 介護保険法の一部改正（平成21年5月施行）により、法令遵守ができるような業務管理体制の整備が事業者には義務づけられています。
- 業務管理体制の義務づけは、法令遵守の義務の遂行を制度的に確保し、指定の取消しにつながるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護保険事業運営の適正化を図ることを目的としています。（「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成21年3月30日老発第0330077号））

2. 法令遵守に関する事業者の体制整備（2/2）

- 整備すべき業務管理体制の内容は、指定等を受けている事業所数（サービス別ごとに1とした合計額）に応じて定められています。
- 業務管理体制は事業者自らが組織形態に見合った合理的な体制を整備するものですが、法令はその一部について届け出を求めているものです。

業務管理体制の整備の内容

事業所数	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守監査
20未満	○	—	—
20以上100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

業務管理の整備に関する届出

事業所等の所在状況	届出先
3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣（本省）
2以上の都道府県の区域、かつ2以下の地方厚生局の区域	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
1の都道府県の区域	都道府県知事
うち、1の指定都市の区域	指定都市の長
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る	市町村長

3. 介護報酬に係る関係告示や通知等の概要

(1) サービス費用の算定 (1/2)

- 介護保険サービスごとにサービスの内容、利用した時間や時間帯、利用者の要介護度等の項目を算定基準として、単位数という形で定められたものが、介護報酬の基準として厚生労働省より告示されています。
- 告示された基準にサービスの種類・地域ごとの1単位単価を乗じたものが実際の介護報酬となります。

3. 介護報酬に係る関係告示や通知等の概要

(1) サービス費用の算定 (2/2)

- 指定居宅サービス等の費用は以下のような事項を勘案して、厚生労働大臣が定める基準により算定されます（介護保険法第41条・第53条、第42条の2・第54条の2・第54条の2、第46条・第58条、第48条）。

サービス費用の算定

サービス種類	算定基準
○訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（予防給付を含む）	・ サービスの種類ごとに、サービス内容、事業所の所在する地域等を勘案して算定される平均的な費用による （通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護については食費・日常生活費を除く）
○上記以外の居宅サービス（予防給付を含む）	・ サービスの種類ごとに、要介護（支援）状態区分、事業所の所在する地域等を勘案して算定される平均的な費用による （食費・居住費・滞在費・日常生活費を除く）
○居宅介護支援、介護予防支援	・ 事業所の所在する地域等に基づく平均的な費用による
○施設サービス	・ サービスの種類ごとに、要介護状態区分、施設の所在する地域等を勘案して算定される平均的な費用による （食費・居住費・日常生活費を除く）

3. 介護報酬に係る関係告示や通知等の概要

(2) 介護報酬の算定基準

- 介護報酬は、提供したサービスに応じて「介護給付費単位数表」により単位数を算定し、1単位の単価を乗じて換算します
(平成12年2月10日厚生省告示第19号、第20号、第21号・平成18年3月14日厚生労働省告示第126号、第127号、第128号、第129号)。
- 1単位の単価は10円を基本としてサービスの種類・地域ごとの人件費差が反映されます。
- なお、介護報酬の基準は、原則として3年ごとに改定されます。

振り返り



【個人ワーク】

5分

- ここまで、「法令遵守」について学びました。

【確認事項】

- 以下のキーワードについて、ここで学んだ理念や考え方を踏まえて、自分ならどのように説明するか、自分の言葉で考えてみましょう。
 - ✓ 法令遵守の意義
 - ✓ 法令遵守に関して事業者が行うべき体制整備の取り組み
- なお、質問や疑問は書き留めて、「講師への質問フォーム」で質問しましょう。

終わりに

- 以上で本科目で予定された座学の内容は終了です。
- 科目のはじめに確認した修得目標は達成できたでしょうか。
- 理解が曖昧な部分は振り返りをして、確認テストを受けた後、研修記録シートを作成してください。



※研修記録シートなど修了評価に係る事項については都道府県・研修実施機関の指示・指定に従って対応するようにしてください。



受講お疲れ様でした。